

佐賀県選挙管理委員会告示第 12 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 19 条第 3 項第 2 号の規定により、資金管理団体でなくなった旨の届出があった。

令和 5 年 3 月 20 日

佐賀県選挙管理委員会委員長 大 川 正 二 郎

資金管理団体でなくなった旨の届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
松尾 淳子	松尾ようすけ後援会	令和 4 年 7 月 21 日